令和７年１０月７日

**資格確認書の一括送付について**

令和7年12月2日より従来の健康保険証は利用できなくなり、医療機関等を受診する際は「マイナ保険証」または「資格確認書」による資格確認が必要となります。

これに伴い、**マイナ保険証をご利用いただけない方を対象に、「資格確認書」を職権で一斉に交付いたします。**

交付にあたっては、国から通知される情報に基づき交付が必要な方を健康保険組合で確認のうえ、職権により交付します。（本人からの申請は不要です）交付の条件等につきましては、下記のとおりです。

**●対象となる方**

令和7年10月３１日時点で当組合に加入している方のうち、以下の条件をすべて満たす方

・令和6年12月1日以前に資格取得手続きをされた方

・資格確認書を交付されていない方

・マイナンバーカードを取得していない方  
‣マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない方  
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方  
・マイナンバーカードの返納者

**●発送日**

令和7年１１月中旬から下旬ごろ

**●送付先**

・事業所に一括送付いたします

・任意継続被保険者の方については、ご自宅宛に送付いたします

**●有効期限**

資格確認書の有効期限は**令和11年９月３０日まで**（現在発行している資格確認書と同様の期限です）

**⚠️ 注意事項**

**・現在お持ちの健康保険証の回収は行いません。各自で適切に破棄してください。**

**ただし、令和7年12月1日以前に資格喪失手続きをされる場合は、保険証を喪失届に添付してご返却ください。**

**・今後、マイナ保険証の利用登録を完了した場合は、交付された資格確認書を組合へご返却ください**。